



平成18年5月12日

各 位

会社名 住商リース株式会社  
代表者名 取締役社長 山根 英機  
(コード: 8592 東証・大証第一部)  
問合せ先 法務部長 稲村 公一  
(TEL. 03-3515-1905)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月22日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。ただし、変更案第4条(機関)、変更案第7条(株券の発行)及び変更案第11条(株主名簿管理人)につきましては、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)のみなし規定に基づき、平成18年5月1日付で変更いたしております。

株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類を法務省令に定めるところに従い、インターネットで開示することにより、当該書類の全部又は一部の情報を株主に提供したものとみなされることから、この経済的かつ効率的で充実した情報開示の方法をとることができるよう、変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、変更案第17条(議決権の代理行使)のとおり代理人の員数(1名)を定めるものであります。

取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、取締役会の決議を省略することができるようになったことから、緊急の必要がある場合に備え、変更案第 23 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (2) 公告の周知性の向上を図るため、変更案第 5 条（公告方法）のとおり、当会社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
  - (3) 執行役員制度の導入に伴い、役付取締役に関する規定を変更案第 21 条第 2 項（代表取締役）のとおり変更するとともに、変更案第 27 条（執行役員）を新設するものであります。
  - (4) 取締役会及び監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会規程及び監査役会規程によることを明確にするため、変更案第 24 条（取締役会規程）及び変更案第 33 条（監査役会規程）を新設するものであります。
  - (5) 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 149 号）により、定款の定めにより、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の会社に対する責任を法令の限度において免除することができるようになっております。当社は、本制度を採用すべきか否かを慎重に検討してまいりましたが、取締役及び監査役がその職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことができるようにするためには有益と判断いたしましたので、変更案第 26 条（取締役の責任免除）及び第 35 条（監査役の責任免除）第 1 項を新設し、加えて会社法の施行に伴い、社外監査役と責任限定契約を締結することができるようになったことから、有能な社外監査役を招聘することができるよう、社外監査役と責任限定契約を締結することができる旨の変更案第 35 条第 2 項を新設するものであります。
- なお、第 26 条の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (6) その他、全般にわたって、表現・字句等の修正、規定の統合等を行い、併せて条数の繰上げ又は繰下げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条（商号） 当社は、住商リース株式会社と称し、英文では Sumitomo Corporation's Leasing, Ltd. 又は Sumisho Lease Co., Ltd. と表示する。	（現行どおり）
第 2 条（所在地） 当社は、本店を大阪市に置く。	第 2 条（本店の所在地） （現行どおり）
第 3 条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>1 . { (記載省略)</p> <p>19 . 20 . 前各号に付帯関連する一切の業務 (新 設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条(株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、100,000,000株とする。</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (新 設)</p> <p>第7条(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 1単元の株式の数は、100株とする。 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。</p> <p>第8条(株券の種類) 当社の発行する株券の種類については、取締役会で定める。 (新 設)</p> <p>第9条(株式の取扱) 株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める。</p> <p>第10条(名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>1 . { (現行どおり)</p> <p>19 . 20 . 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。 (削 除)</p> <p>第7条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 (削 除)</p> <p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条(株式取扱規程) 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)の記載事項の変更、単元未満株式の買取りその他当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
<p>第 11 条 (株主名簿の備置場所)  <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p><u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第 12 条 (基準日)  <u>当社は、毎営業年度末現在の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>第 13 条 (招集の時期及び場所)  <u>定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。必要があるときは、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>株主総会は、本店所在地若しくは東京都千代田区又はこれらに隣接する地において招集する。</p>	<p>第 12 条 (招集)  <u>当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>  <u>当社の株主総会は、本店所在地若しくは東京都千代田区又はこれらに隣接する地で開催する。</u></p>
(新 設)	
<p>第 14 条 (招集者及び議長)  株主総会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u>  取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第 13 条 (基準日)  <u>当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第 14 条 (招集権者及び議長)  株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
(新 設)	
<p>第 15 条 (決議の方法)  株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。  <u>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>	<p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第 16 条 (議決権の代理行使)  株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人と</p>	<p>第 16 条 (決議の方法)  株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>第 17 条 (議決権の代理行使)  株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理</p>	<p>第 17 条 (議決権の代理行使)  株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>して、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごと<del>に</del>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員</p>
<p>第 17 条（取締役の員数） 当社は、取締役 3 名以上を置く。</p>	<p>第 18 条（員数） （現行どおり）</p>
<p>第 18 条（取締役の選任） 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 19 条（選任） 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （現行どおり）</p>
<p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第 19 条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>（現行どおり） 第 20 条（任期） 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 第 20 条（代表取締役及び付取締役）</p>	<p>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。 第 21 条（代表取締役）</p>
<p>取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役若干名を定める。 取締役会の決議をもって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各 1 名を定めることができる。</p>
<p>第 21 条（取締役会） 当社の取締役全員をもって、取締役会を組織する。取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 22 条（取締役会） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。 （新 設）</p>	<p>第 23 条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第 24 条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第 22 条（報酬） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>第 25 条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第 26 条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 23 条 (監査役の員数) 当社は、監査役 3 名以上を置く。</p> <p>第 24 条 (監査役の選任) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 25 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 26 条 (常勤の監査役及び常任監査役) 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>監査役は、その互選により常任監査役を定めることができる。</p> <p>第 27 条 (監査役会) — 当社の監査役全員をもって、監査役会を組織する。 — 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 — 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 28 条 (報 酬) 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 29 条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>第 30 条 (利益配当並びに中間配当)</p>	<p>第 27 条 (執行役員) — 取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。 — 取締役会の決議をもって、社長を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条 (員数) (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (選任) 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 30 条 (任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>第 31 条 (常勤の監査役及び常任監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 32 条 (監査役会) (削 除)</p> <p>— 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (現行どおり)</p> <p>第 33 条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 34 条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 35 条 (監査役の責任免除) — 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> — 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 37 条 (剰余金の配当)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>利益配当金は、毎営業年度末現在の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して中間配当金として金銭の分配を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>— <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払配当金には、利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>— <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第38条(自己の株式の取得)</u>  <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</u></p> <p><u>第39条(配当金の除斥期間)</u>  — <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>  — <u>前項の金銭には利息をつけない。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成18年5月12日開催の取締役会における決議内容であり、平成18年6月22日開催予定の第44期定時株主総会に付議する際には、文言の修正等を行うことがあります。

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月22日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成18年6月22日(木曜日)

以上